



鳥取県公報

令和4年3月31日（木）
号外第20号

毎週火・金曜日発行

目 次

- ◇ 教委規則 鳥取県教育委員会事務局等組織規則の一部を改正する規則（3）（教育総務課）・・・・・・・・ 2
鳥取県立学校管理規則の一部を改正する規則（4）（教育人材開発課）・・・・・・・・ 4
- ◇ 公安規則 鳥取県道路交通法施行細則の一部を改正する規則（3）（交通規制課）・・・・・・・・ 5

教育委員会規則

鳥取県教育委員会事務局等組織規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和4年3月31日

鳥取県教育委員会教育長 足 羽 英 樹

鳥取県教育委員会規則第3号

鳥取県教育委員会事務局等組織規則の一部を改正する規則

鳥取県教育委員会事務局等組織規則（昭和39年鳥取県教育委員会規則第5号）の一部を次のように改正する。
次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線及び太枠で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>(本庁及び本庁機関の分掌事務)</p> <p>第4条 本庁においては、次の事務をつかさどる。</p> <p style="padding-left: 2em;">教育総務課～教育人材開発課 略</p> <p style="padding-left: 2em;">小中学校課</p> <p>(1) <u>県立中学校、市町村立学校</u>及び市町村立幼稚園の設置及び廃止に関すること。</p> <p>(2) <u>県立中学校、市町村立学校</u>及び市町村立幼稚園の教育課程、学習指導、生徒指導（いじめ・不登校に関するものを除く。）及び職業指導に関すること。</p> <p>(3) <u>県立中学校及び市町村立学校</u>の教科用図書及び教材の取扱いに関すること。</p> <p>(4)～(7) 略</p> <p style="padding-left: 2em;">特別支援教育課～体育保健課 略</p> <p>2・3 略</p> <p>(職制)</p> <p>第7条 略</p> <p>2 特に必要があると認めるときは、本庁（局及び課を除く。）に次長、理事監、教育次長、参事監又は参事を、美術館整備局に次長 <u>又は美術振興監</u>を、本庁の各課に課長補佐を、教育人材開発課に教育人材開発主査を、小中学校課に義務教育主査を、高等学校課に高校教育主査を、いじめ・不登校総合対策センターに次長を、社会教育課に社会教育主査を、特別支援教育課、人権教育課及び体育保健課に指導主査を置くことができる。</p> <p>第8条 前条に掲げる職の職務は、次に掲げるとおりとする。</p> <p>(1)～(5) 略</p> <p><u>(6) 美術振興監 上司の命を受け、美術振興に関する専門的事項の企画に参画する。</u></p>	<p>(本庁及び本庁機関の分掌事務)</p> <p>第4条 本庁においては、次の事務をつかさどる。</p> <p style="padding-left: 2em;">教育総務課～教育人材開発課 略</p> <p style="padding-left: 2em;">小中学校課</p> <p>(1) <u>市町村立学校</u>及び市町村立幼稚園の設置及び廃止に関すること。</p> <p>(2) <u>市町村立学校</u>及び市町村立幼稚園の教育課程、学習指導、生徒指導（いじめ・不登校に関するものを除く。）及び職業指導に関すること。</p> <p>(3) 市町村立学校の教科用図書及び教材の取扱いに関すること。</p> <p>(4)～(7) 略</p> <p style="padding-left: 2em;">特別支援教育課～体育保健課 略</p> <p>2・3 略</p> <p>(職制)</p> <p>第7条 略</p> <p>2 特に必要があると認めるときは、本庁（局及び課を除く。）に次長、理事監、教育次長、参事監又は参事を、美術館整備局に次長を、本庁の各課に課長補佐を、教育人材開発課に教育人材開発主査を、小中学校課に義務教育主査を、高等学校課に高校教育主査を、いじめ・不登校総合対策センターに次長を、社会教育課に社会教育主査を、特別支援教育課、人権教育課及び体育保健課に指導主査を置くことができる。</p> <p>第8条 前条に掲げる職の職務は、次に掲げるとおりとする。</p> <p>(1)～(5) 略</p>

- (7) 略
- (8) 略
- (9) 略
- (10) 略
- (11) 略
- (12) 略
- (13) 略

別表第1 (第3条関係)

略	
5 小中学校課	学びの改革推進室、 <u>県立夜間 中学設置準備室</u>
略	

別表第2 (第18条関係)

附属機関	庶務担当機関
略	
鳥取県指導改善研修教 員審査委員会	教育人材開発課
略	
略	
鳥取県特別支援教育推 進委員会	特別支援教育課
鳥取県立学校第三者評 価委員会	高等学校課
	略
略	

- (6) 略
- (7) 略
- (8) 略
- (9) 略
- (10) 略
- (11) 略
- (12) 略

別表第1 (第3条関係)

略	
5 小中学校課	学びの改革推進室
略	

別表第2 (第18条関係)

附属機関	庶務担当機関
略	
鳥取県指導改善研修教 員審査委員会	教育人材開発課
<u>鳥取県立学校学校評議 員会</u>	
略	
略	
鳥取県特別支援教育推 進委員会	特別支援教育課
<u>鳥取県立学校学校関係 者評価委員会 (特別支 援学校に係るものに限 る。)</u>	高等学校課
鳥取県立学校学校関係 者評価委員会 (高等学 校に係るものに限 る。)	
鳥取県立学校第三者評 価委員会	略
略	

附 則

この規則は、令和4年4月1日から施行する。

鳥取県立学校管理規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和4年3月31日

鳥取県教育委員会教育長 足 羽 英 樹

鳥取県教育委員会規則第4号

鳥取県立学校管理規則の一部を改正する規則

鳥取県立学校管理規則（昭和51年鳥取県教育委員会規則第9号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>(休業日)</p> <p>第7条 休業日は、次のとおりとする。</p> <p>(1)～(3) 略</p> <p>(4) 夏季休業日及び冬季休業日 校長があらかじめ教育長に届け出た日（総日数は<u>第6号の規定により届け出た体験的学習活動等休業日の日数を含め57日以内とする。</u>）</p> <p>(5) 略</p> <p><u>(6) 学校教育法施行令（昭和28年政令第340号）第29条第1項に規定する体験的学習活動等休業日 校長があらかじめ教育長に届け出た日</u></p> <p><u>(7) 略</u></p> <p>2～4 略</p> <p>5 校長は、教育上必要があると認めるときは、第1項第1号から<u>第6号</u>までに掲げる休業日又は第2項若しくは前項の規定による休業日を臨時に変更することができる。この場合において、変更後の休業日の総日数は、変更前の休業日の総日数を超えてはならない。</p> <p>6 略</p>	<p>(休業日)</p> <p>第7条 休業日は、次のとおりとする。</p> <p>(1)～(3) 略</p> <p>(4) 夏季休業日及び冬季休業日 校長があらかじめ教育長に届け出た日（総日数は57日以内とする。）</p> <p>(5) 略</p> <p><u>(6) 略</u></p> <p>2～4 略</p> <p>5 校長は、教育上必要があると認めるときは、第1項第1号から<u>第5号</u>までに掲げる休業日又は第2項若しくは前項の規定による休業日を臨時に変更することができる。この場合において、変更後の休業日の総日数は、変更前の休業日の総日数を超えてはならない。</p> <p>6 略</p>

附 則

この規則は、令和4年4月1日から施行する。

公 安 委 員 会 規 則

鳥取県道路交通法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和4年3月31日

鳥取県公安委員会委員長 勝 部 芳 子

鳥取県公安委員会規則第3号

鳥取県道路交通法施行細則の一部を改正する規則

鳥取県道路交通法施行細則（昭和35年鳥取県公安委員会規則第8号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線及び太枠で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前														
<p>(安全運転管理者等の選任等の届出)</p> <p>第10条の2 法第74条の3第5項の規定による安全運転管理者又は副安全運転管理者（以下「安全運転管理者等」という。）の選任又は解任の届出は、別記様式第4号による届出書を公安委員会に提出してしなければならない。当該届出書の記載事項に変更を生じたときも、同様とする。</p> <p>2 略</p> <p>(安全運転管理者等の要件該当の認定)</p> <p>第10条の3 施行規則第9条の9第1項第2号又は第2項第2号の規定による認定を受けようとする者は、別記様式第5号による申請書を公安委員会に提出しなければならない。</p> <p>2 略</p> <p><u>第16条及び第17条 削除</u></p> <p>別表第2（第7条の2関係）</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 20%;">路線名</th> <th style="width: 80%;">区間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">略</td> <td></td> </tr> <tr> <td>一般県道国 安桂木線</td> <td>鳥取市南栄町地内南栄町交差点から同市桂木地内津ノ井交差点まで</td> </tr> <tr style="border: 2px solid black;"> <td>一般県道卯 垣正蓮寺線</td> <td>鳥取市桜谷地内邑法高架橋下交差点から同市桜谷252先丁字路まで</td> </tr> </tbody> </table>	路線名	区間	略		一般県道国 安桂木線	鳥取市南栄町地内南栄町交差点から同市桂木地内津ノ井交差点まで	一般県道卯 垣正蓮寺線	鳥取市桜谷地内邑法高架橋下交差点から同市桜谷252先丁字路まで	<p>(安全運転管理者等の選任等の届出)</p> <p>第10条の2 法第74条の3第5項の規定による安全運転管理者又は副安全運転管理者（以下「安全運転管理者等」という。）の選任又は解任の届出は、別記様式第4号による届出書<u>2通</u>を公安委員会に提出してなければならない。当該届出書の記載事項に変更を生じたときも、同様とする。</p> <p>2 略</p> <p>(安全運転管理者等の要件該当の認定)</p> <p>第10条の3 施行規則第9条の9第1項第2号又は第2項第2号の規定による認定を受けようとする者は、別記様式第5号による申請書<u>2通</u>を公安委員会に提出しなければならない。</p> <p>2 略</p> <p><u>(運転経験の期間の特例)</u></p> <p><u>第16条 令第34条第3項第2号又は第4項第2号の規定による指定を受けようとする者は、別記様式第8号の申請書を公安委員会に提出して申請しなければならない。</u></p> <p><u>第17条 削除</u></p> <p>別記第2（第7条の2関係）</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 20%;">路線名</th> <th style="width: 80%;">区間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">略</td> <td></td> </tr> <tr> <td>一般県道国 安桂木線</td> <td>鳥取市南栄町地内南栄町交差点から同市桂木地内津ノ井交差点まで</td> </tr> </tbody> </table>	路線名	区間	略		一般県道国 安桂木線	鳥取市南栄町地内南栄町交差点から同市桂木地内津ノ井交差点まで
路線名	区間														
略															
一般県道国 安桂木線	鳥取市南栄町地内南栄町交差点から同市桂木地内津ノ井交差点まで														
一般県道卯 垣正蓮寺線	鳥取市桜谷地内邑法高架橋下交差点から同市桜谷252先丁字路まで														
路線名	区間														
略															
一般県道国 安桂木線	鳥取市南栄町地内南栄町交差点から同市桂木地内津ノ井交差点まで														

一般県道卯垣正蓮寺線	鳥取市桜谷252先丁字路から同市正蓮寺地内一般国道29号と接続する地点まで
略	
一般県道尾高淀江線	米子市泉地内主要地方道米子大山線と接続する地点から同市淀江町小波地内米子市道小波上大高線と接続する地点まで
一般県道米子丸山線	米子市熊党地内熊党交差点から同市蚊屋地内蚊屋西交差点まで
略	
米子市道寺道線	米子市淀江町小波地内米子市道亀甲西尾原線と接続する地点から同市淀江町小波地内米子市道小波上大高線と接続する地点まで
米子市道宗像長砂線	米子市宗像地内米子南IC交差点から米子市長砂町地内一般国道9号(山陰道)米子南インターチェンジまで
略	

別記様式第8号 削除

略	
一般県道尾高淀江線	米子市泉地内主要地方道米子大山線と接続する地点から同市淀江町小波地内米子市道小波上大高線と接続する地点まで
略	
米子市道寺道線	米子市淀江町小波地内米子市道亀甲西尾原線と接続する地点から同市淀江町小波地内米子市道小波上大高線と接続する地点まで
略	

別記様式第8号 (第16条関係)

道路交通法施行令第34条による指定教習所指定申請書 <p style="text-align: right;">年 月 日</p> 鳥取県公安委員会 様 <p style="text-align: right;">住 所</p> 申請者 <p style="text-align: right;">氏 名</p> (法人にあつてはその名称、代表者の氏名及び主たる事業所の所在地)	
指定を受けようとする教習所の名称及び所在地	
管 理 者	本 籍 住 所 氏 名 年 月 日生
添 付 書 類	

	<p><u>備考</u> 申請書には、<u>教習所の施設、設備、教習計画、指導員の履歴を明らかにする書類を添付するものとし、添付書類には、添付する書類名を記載してください。</u></p>
--	--

附 則

この規則は、令和4年4月1日から施行する。ただし、第16条、第17条及び別記様式第8号の改正規定は、令和4年5月13日から施行する。